

東洋學藝雜誌第十六號

明治十六年一月廿五日發兌

論理學一斑

千頭清臣

問題ヲ起ス者アリ曰ク汝ハ母ヲ打ツヲ止メシカ答ヘテ然リト曰ハ、是レ往日母ヲ打チシコアルヲ證スルナリ若シ然ラス答ヘテ否ナト曰ハ、是レ今日現ニ母ヲ打ツヲ自認スルナリト往昔希臘ニ於テ學者ハ常ニ此ノ如キ疑問ヲ發シテ論理法ヲ研究セリ蓋シ希臘ニテハ大ニ論理法ヲ尊重シ之ヲ以テ學科ノ一ト爲スノミナラス酒席茶會ノ間ニ於テ互ニ疑問ヲ呈出シテ歡樂ト爲ス恰モ今人ノ碁將碁ヲ以テスルト一般ナル有様アリ而シテゼノ一氏ノ如キハ最モ奇異ノ論斷ヲ爲セリ曰ク萬物皆ナ運動ヲ爲ス能ハス例ヘハ人ノ百里ヲ行クヤ必ラス其中央ナル五十里ノ地ヲ經過セサルヘカラス其ノ五十里ノ間ニモ亦中央アリ之ヲ經過セサレハ五十里ノ地ヲ行ク能ハス而シテ其ノ中央ニモ亦中央アリ此ノ如ク漸次ニ細分ヲ爲セハ止タ足テ學クルノ瞬間アルノミニシテ決シテ運動ナシト此等ノ如キハ誤謬ノ論談ニ屬スルト雖ヒ社會一般ニ論理法ヲ弄フニ因リ其ノ學ハ漸次ニ高尚ノ域ニ達シアリストウトルニ至

ツテハ殆ント此學ヲ大成セシニ庶幾ク是ニ於テ眞成ノ論理法始メテ基礎ヲ確立セリ中世ノ頃ニ及ヒ論理法ヲ尊信スルノ餘リ百般學林ノ基礎ヲ此ノ中ニ包藏スルト思惟シ事實ニ據ラス經驗ニ基カス想像ヲ以テ事物ヲ斷定セシニ因リ古諺ニ所謂ル馬ニ乘ツテ林中ニ迷ヒ己カ馬蹄ノ印跡ヲ認メテ行路ナリト思惟シ終日馬ニ鞭ツテ疾驅スレヒ遂ニ其ノ林中ヲ出ル能ハサリシガ如キ誤ニ陥リ其ノ反動タル全ク論理法ヲ無用視シ殆ント全ク之ヲ放棄シタルカ爲メ此ノ學ノ絶ヘサル纒ノ如キニ至レリ然レトモ幸ニベロコン氏英國ニ現ハレデカート氏佛國ニ起リ一ハ歸納法ヲ講シ一ハ演繹法ヲ述ヘ以テ此學ヲ振起シ之ニ次イテ有名ノ學士就中ハミルトン氏コント氏ミル氏ノ如キ皆ナ與ツテ此學ノ再興ニ力アリト謂フヘシ是レヨリ歐洲諸國ノ學者ハ靡然トシテ此學ヲ尊重シ以テ今日ノ盛ナルヲ致タセリ

顧ミテ東洋諸國ヲ視ルニ支那ノ如キ往古最モ文學ノ隆盛ナリシ時ト雖ヒ論理法ヲ説キシ者アル無シ戰國ノ際ニ於テ堅白異同ノ辨白馬非白馬ノ論ノ如キ稍ヤ一個ノ論理ニ

似タリト雖ヒ要スルニ希臘ノゼノ一氏カ萬物皆十運動チ

爲ス能ハスト云ヒシ者ト同一ノ誤謬ニ出テ眞成ナル論斷

法ト謂フヘカラサルノミナラス惠子公孫龍ノ學モ儒學ノ

爲メニ擯斥セラレ全ク中絶ニ就クニ至レリ獨リ上古印度

ニ論理法アリ大ニアリストウトルノ論法ニ符合セリ故ニ

近世ノ或ル學者ハアリストウトル氏ノ論理法ヲ以テ印度

ノ經典ニ基キシナランカト疑フ者アリ要スルニ印度ノ論

理法ハ之ヲ五段ニ分カタリ今山ニ火アルヲ證スル一則チ

左ニ掲載セン

第一 題目 セネーシス

此山ニハ火アリ

第二 道理 リイジン

如何トナレハ此山ハ烟ヲ出スカ故ナリ

第三 證據 ブローフ

都テ烟ヲ出ス者ハ火アリ

第四 應用 アブリケーシヨ

此山ハ烟ヲ出ス

第五 歸結 コンクワシヨ

故ニ此山ニハ火アリ

右チアリストウトルノ三段法ニ組ミ立ツレハ左ノ如クト

爲ル

第一

總テ烟ヲ出タス者ハ火アリ

第二

此ノ山ハ烟ヲ出ス

第三

故ニ此山ニハ火アリ

以テ其論理法ノ相似タル所アルヲ見ルヘキナリ止タアリ

フトウトルノ法式ハ希臘ヨリシテ漸次ニ廣ク歐洲諸國ニ

行ハル、ニ至リシモ印度ノ論理法ノ如キハ殆ント微々ト

シテ今日ニ聞ク所ナク十分ノ勢力ヲ學問上ニ及ホス能ハ

サリシハ亦惜ム可キノ至リナラスヤ

今日我カ邦ニ於テ西洋諸科ノ學術ヲ輸入スルト雖モ論理

法ニ至ツテハ世人ノ之ヲ講究スル者極メテ少ナク翻譯書

トテモ一二部アルニ過キスサレハ新聞記者演說家が得意

ノ文章言論ニシテ恰モ時人ノ耳目ヲ聳動スルニ足ルカ如キ

モノ者モ細カニ之ヲ抽繹スレハ論理法ニ背違シ或ハ誤謬ノ推斷ニ陷ルヲ免カレヌ今假リニ二三ノ例ヲ左ニ揭示セ

第一 人ハ自由ヲ愛ス 報國家ハ自由ヲ愛ス 此ノ人ハ自由ヲ愛ス 故ニ此ノ人ハ報國家ナリ

今日言者ノ説ヲ分析スレハ此ノ如キ法則ト爲ル者少ナカラス若シ之ヲ是ナリトセハ又左ノ如キ論法ヲ以テ適當ノ推斷ナリト謂ハサルヘカラス

第二 人ハ動物ナリ 犬ハ動物ナリ 故ニ犬ハ人ナリ 猶甚キニ至ツテハ往々左ニ類似スル論斷ヲ爲ス者アリ

第三 報國家ハ自由ヲ愛ス 故ニ自由ヲ愛スル者ハ報國家ナリ

之ヲ同一ノ法式ニ組ミ立ツレハ左ノ如クト爲ル

第四 犬ハ四足ヲ持ツ者ハ犬ナリ 世人ニシテ第三ノ論理法ヲ以テ誤謬ニ非ストセハ第四ノ如ク苟モ四足ヲ持ツ者ハ馬ナリ羊ナリ皆ナ犬ナリト謂フ

歸結ヲ生セサル可カラヌ是レ等ハ三尺ノ童子ト雖モ其ノ不適當ナルヲ知ラン然ルニ自ラ堂々タル論客ト稱スル人々ニテモ時アリテ同一ノ誤謬ヲ犯シテ毫モ省覺セサル者ハ今日我カ邦ニ於テ論理學ノ太タ世ニ行ハレサルカ故ニ非スシテ何ソヤ

○日本人民固有ノ性質 石浦居士 第一節 有機體ノ能ク周邊錯雜ノ事物ニ順應シテ、其生命ヲ保存スル所以ハ、此等ノ勢力ニ從テ輒々自ラ組織細分子ノ布置ヲ變更シ修整スルニ由ル者ニシテ、凡ソ身ハ刺衝ノ來ル毎ニ感應ノ痕跡ヲ留メサルナク、刺衝ノ去ル毎ニ痕跡ヲ脱セントセサルナキハ、近ク譬フレハ、金石ノ火ニ接シテ温暖トナリ、氣ニ觸レテ冷寒トナルニ似タリ、而

之ヲ同一ノ法式ニ組ミ立ツレハ左ノ如クト爲ル

石浦居士

第一節 有機體ノ能ク周邊錯雜ノ事物ニ順應シテ、其生命ヲ保存スル所以ハ、此等ノ勢力ニ從テ輒々自ラ組織細分子ノ布置ヲ變更シ修整スルニ由ル者ニシテ、凡ソ身ハ刺衝ノ來ル毎ニ感應ノ痕跡ヲ留メサルナク、刺衝ノ去ル毎ニ痕跡ヲ脱セントセサルナキハ、近ク譬フレハ、金石ノ火ニ接シテ温暖トナリ、氣ニ觸レテ冷寒トナルニ似タリ、而

ノ其刺衝ノ感應スル時ノ長短、並ニカノ強弱ニ因テ痕跡ヲ脱セラル、ニ大ニ遲速ヲ生スルコト、猶火熱ノ金石ニ通スル長クシテ強猛ナレハ氷水中ニ投セラル、モ、良久シク消滅セサルカ如シ、但シ渾テ組織ヲ檢スレハ、金石ハ單純ニシテ有機体ハ複雑ナリ、又有機体中植物ハ動物ヨリ單純ニシテ、動物中人類ヲ最モ複雑ナリトス、則チ感應ノ狀ニ於テモ固ヨリ單純複雑ノ差違ナカルヘカラス

人身ニハ形体性質互ニ隨從スト雖モ、余ハ便宜ノ爲メ特ニ分チテ專ラ性質ノミヲ取ラントス、抑我人民ハ祖先ノ漸ク言語ヲ用ヒテ往來交通スルニ至リ、ヨリ以來何様ナル刺衝ノ來ルニ遭遇セシカ、極テ複雑ニ辨知シ難シ、今其留ムル所ノ痕跡ヲ見ルニ平常ノ茶話ニテハ、隨分高慢スヘキヲ無キニシモアラサレトモ、虚心平氣ニ之ヲ考フレハ、決シテ秀テタル所多シト稱スヘカラス、外國人ハ論ナク内國人自ラモ往々日本人民ノ忍耐力ニ乏シク輕躁浮薄ニシテ小成ニ安ンシ偏ヘニ模倣ヲ事トスル由チ云ヘリ、某氏嘗テ人民ノ性質ヲ改造スル說ヲ作りテ言ヘルアリ、曰ク、戊辰以後ニ人民ヲ入レタル器物ハ、昔時ヨリ善キ形狀

ナルヘケレトモ、人民ハ矢張舊ノ人民ナリ、下ニ驕リ上ニ媚ル人民ナリ、無學文盲ノ人民ナリ、酒色ヲ好ム人民ナリ、讀書ヲ好マサル人民ナリ、智識淺短局量褊小ナル人民ナリ、私智ヲ狹ミ小慧ヲ行フ人民ナリ、勉強忍耐ノ性ナキ人民ナリ、自立ノ志ナクシテ人ニ依賴スルチ好ム人民ナリ、觀察思想ノ性ニ乏シキ人民ナリ、金錢ヲ用フルチ知ラサル人民ナリ、約諾ヲ破リ信義ヲ重ンセサル人民ナリ、友愛ノ情ニ薄ク合同一致シカダキ人民ナリ、新發明ノ事ヲ務メサル人民ナリ、以上ノ諸弊ヲ免カル、人民固ヨリ少ナシトセスト雖モ、押並テ大抵カクノ如シ云々ト、是レ氏教導ノ爲メニ感激スル所アリテ云ヘルカハ知ラレサレトモ、又全ク虛妄ノ事ニアラサルヘシ、嗚呼何様ノ刺衝ヲ受ケテ如此クナリシカ、

若シ人民ニシテ果シテ初メヨリ日本群島ノ間ニ住居ヲ定メ、衣食遊藝ヲ求メタルナランカ、身ニ感受スル所ノ刺衝ハ、盡ク此土ノ形狀位置氣候地味現象等ヨリ來レタル者ナレハ、其性質ノ醜陋ナルニ拘ラス、今更テ改造センコトヲ望ムハ猶金石ヲ火中ニ入レテ益、冷寒ナルチ欲スルニ異

ナラサルヘシ、然レハ幸ニシテ事實ノ之ト相違スルヲ證スル難キニアラス即チ上古ノ言語文法ヲ推考スルニ、甚ダ蒙古滿州ノ土人ニ類似シテ原人ニ比スレハ大ニ開明ニ赴キタリトス、而シテ所謂ル群島ハ總テ土地狹小ニシテ、山路險惡、水流急激、爲ニ競争交通ヲ妨ケタルノミナラス、地質學ニ因レハ其ノ海底ヨリ突出シ、或ハ陷沒シテ、甚ダ激烈ナル變動ヲ呈セシモ、久遠ニ屬セストスルトノ事ナレハ未ダ曾テ人類ノ如キ高等動物ヲ發生シタルヲアラス、故ニ平穩ニ思考スルキハ、我祖先ハ語法彼ノ如ク進歩スルヲ得ルマテ、他ノ地方ニ遍歴シタルヲ、瞭然明白ナリトスヘシ、隨テ其ノ日本ニテ遭逢スヘカラス繁擾雜駁ノ事物ニ遇觸シタルヲ長カリシトセサルヲ得ス、而シテ今日ヨリ觀ルスラ尙ホ矇昧野蠻ノ部屬ニ過キサルヲ覺ユレハ、圍繞物ニ對抗シテ各自ノ身ヲ守ル力量モ極テ僅小ニシテ、刺衝ノ感應スル殊ニ強猛ナリシトセサルヲ得ス、事物ノ感スル既ニ長クシテ強猛ナレハ、性質ノ其痕跡ヲ保有スル久シキヲ得ルヤ必セリ、當時我邦人ノ有シタル温熱ハ豐葦原ノ寒氣ニ觸ル、且、急速ニ消滅スル能ハス、某

氏ノ列ラテタル品格モ、豈往古遼遠ノ國土ヨリ遺傳シ來タリ、群島内ニテ時ヲ經ルニ從ヒ、自然ニ滅殺セントスル者ニアラサルヲ保スヘケンヤ、世人暫ク痛恨ヲ止メテ可ナリ、余ハ假リテ人民ノ遠方ニ在リシキ、已ニ雜多ノ跡痕ヲ留メタル性質ヲ固有ト名ツケ、日本ニ來往シタル後チ次第ニ之ヲ脱シ、新ニ刺衝ヲ受ケタルヲ感化ト稱シ、而シテ此篇ニ於テハ單ニ固有ノ性質ニ關シ、之ニ刺衝ヲ與ヘタルハ如何ナル事物ナリシカ、又チ其興奮ニ因テ世態上ニ如何ナル影響ヲ生セシカヲ概論セント欲スルナリ、

第二節 洋ノ東西ヲ問ハス、歴史ニ於テ建國ノ始メニ溯レハ、濛々トシテ雲霧ノ中ニ迷ハントスル有様アリ、文化ノ隆盛ヲ誇ル英國人民ノ如キモ、未ダ祖先ノ宇内何地方ヨリ渡來リシヤヲ知ルヲ得ス、曾テ日耳曼ノ森林ヨリ遷徙セリトテ得色ヲ顯ハセシモ、後チ之ヲ非ナリトシテ直チニ斯于的尼威ノ近傍ヨリ到着セシ者衆多ナリトシ、而シテ今日ニテハ民ノ過半ハ不列敦族即チ賤シメタル塞爾達種ニ屬スト思フニ至レリ、今マ半開ト呼ハル、日本ニ於テ人民ノ來住セサリシキ、何様ノ事物ニ圍繞セラレ

如何ナル感應ヲ受ケタルカヲ探索セントス、其レ能クスヘケンヤ、然レ正惡中求善ノ意ヲ以テ強テ之ヲ能クセント欲セハ、宜シク何ノ方法ヲ用ウヘキカ、此ニ就テ種々ノ説ヲ立ツル者アリ、大畧ヲ舉ケレハ、動物ハ阻碍少ナキ地ヲ進行スルノ性アレハトテ、水陸ノ形勢ヲ察スル者アル、虫魚禽獸ヲ區別シテ散布ノ狀ヲ知ルカ如ク、相貌骨格ヲ檢討スル者アル、言語ノ法則ハ、思想ニ結連スレハ、多ク變換セサルトシテ之ヲ索求スル者アリ、風俗慣習ヲ觀テ、種屬ノ關係ヲ論スル者アリ、又々務メテ古人ノ口傳ヲ辨析シ、語ヲ切り章句ヲ斷シテ、人民交通ノ模様ヲ探ラントスル者アリ、是等ノ中孰レカ最モ實事眞理ヲ得ルコ近キカ、

青黃赤白黒其一ヲ取ルモ美ナラスト雖ヒ、總シテ排列スレハ、天地ノ壯麗華好ヲ成スニ足ル、歴史ニ於テモ蓋シ然ラノ、弊害ハ一事ニ拘泥シテ他事ノ要用ナルヲ忘却スルヨリ大ナルハナシ、人ハ危急ニ臨テ險山ヲ越ヘ、暴風ニ遇シテ大海ヲ度ルコトアリ、奚ソ氷陸ノ形勢ノミヲ察シ轉移ノ情態ヲ知ルヲ得ンヤ、体格文法ヲ檢シ風習ヲ觀ルモ、決

シテ充分ト看做スヘカラス、而シテ我國ノ史家ハ偏ヘヨ古來ノ口傳ヲ尊重シ、上世ノ事情ハ何ニテモ古事記ニ頼ラサルヘカラストスルハ、時勢ノ已ムヲ得サル所トハ雖ヒ、少ク歎惜スヘキアル、口傳豈必スシモ眞實ナランヤ、大古ニ婦人ノ山嶽ト變シ、牛馬ノ星辰ト化スルモ、口傳ノ結果ニ外ナラス、新井本居ハ博識ニシテ特ニ古學ニ上達サレタリト雖ヒ、其著作ナル古史通古事記傳ノ如キハ、今日ヨリ見レハ、事實上許多ノ誤謬アルニアラスヤ、慎シムヘキコナリ、然レ正惡中求善ノ意ヲ以テ強テ之ヲ能クセント欲セハ、宜シク何ノ方法ヲ用ウヘキカ、此ニ就テ種々ノ説ヲ立ツル者アリ、大畧ヲ舉ケレハ、動物ハ阻碍少ナキ地ヲ進行スルノ性アレハトテ、水陸ノ形勢ヲ察スル者アル、虫魚禽獸ヲ區別シテ散布ノ狀ヲ知ルカ如ク、相貌骨格ヲ檢討スル者アル、言語ノ法則ハ、思想ニ結連スレハ、多ク變換セサルトシテ之ヲ索求スル者アリ、風俗慣習ヲ觀テ、種屬ノ關係ヲ論スル者アリ、又々務メテ古人ノ口傳ヲ辨析シ、語ヲ切り章句ヲ斷シテ、人民交通ノ模様ヲ探ラントスル者アリ、是等ノ中孰レカ最モ實事眞理ヲ得ルコ近キカ、

奇功ナラス、奇功ナラサレハ人ノ注意ヲ引クニ足ラサレヒ、之レ尋常ノ茶話ニ用ウヘクシテ、事實ノ探討ニ應用スヘカラス、余日本人民固有ノ性質ニ刺衝ヲ與ヘタルハ、如何ナル事物ナリシカヲ辨明センカ爲メ、先ツ地勢体格文法風習口傳ヲ總括シテ、其何地方ヨリ來住シタルカヲ論セントス、頗ル淺薄ナレヒ事實ノ多ク符合シテ新ナラサルヨリ或ハ讀者ノ倦厭ヲ招クアルヘシ、然ルニ符合シテ

新ナヲサレハ、元ト偶然ニ出テタル者ニシテ、是レ迄テ相
 互ニ矛盾シ、彼ヲ捨テ之ヲ取リタルヨリ意外ノ誤謬ヲ生
 シタルコト少ナカラス、前ニ掲ケタル英國ノ例アリ、何ソ僅
 々ノ煩ヲ厭フテ雲霧ノ中ニ迷フヘケンヤ、
 第三節 地勢ヲ按スルニ、日本國ハ蝦夷本土四國九州ノ四
 島ヲ連テテ東北ヨリ罄折シテ斜ニ西南ニ至ル者ナリ、而
 シテ兩端ニ島嶼ヲ接續シテ、亞細亞大陸ニ密邇ス、則チ東北
 ニ在ル者、第一蝦夷ノ北見國宗谷ヨリ航路二十里ヲ經テ
 樺太ノ白主岬ニ着シ、鵝城ニテ東韃地方ヲ遠望シ、和牙鉤
 部ニ於テ山圓ヲ距ル一二里ニ及ヒ、終ニ黑龍江ノ口ニ達
 ス、第一根室國野付ニ始マリ、國後擇捉賣粘霜尻等五里或
 ハ十里ヲ隔テ、連續スル小嶼十餘ヲ越ヘ、堪察加ノ「ロバ
 ツカ」岬ニ接ス、西南ニ在ル者、第一九州大隅國ヨリ種子島
 屋久島ヲ始メ、南海七島ヲ過キ、沖繩諸島ニ達シ、遂ニ臺灣
 ニ至リ、一方ニ於テハ支那ト對シ、又ダ一方ニ於テハ呂宋
 婆羅蘇門答臘等ヲ進行シ、巫來由半島ニ到ル、第二肥前國
 呼子崎ヨリ海程七里ヲ度リテ壹岐島ニ至リ、又ダ十二里
 ヲ度リテ對馬島ニ趣キ、此地鱈浦ニ於テ遙カニ朝鮮釜山

浦ノ烟火ヲ望ムト云フ、以上世上一般ニ採用セラレ、所
 ノ地誌類ニ賴ルナリ、此ニ由テ之ヲ觀レハ、日本國ハ亞細
 亞大陸ト直接ニハ稍ヤ遠隔スル如クナルモ、間接ニハ密
 ニ近邇スルトモ云フヘクシテ、人民ノ未ダ航海ノ術ニ練
 熟セス、小舟ニテ島ヨリ島ニ移ルチ事トセル時代ニ於テ
 充分ニ往來交通ノ便ヲ得タリト思フヘシ、然レモ堪察加
 地方ハ人民ノ稀少ナル言ヲ待タス、總テ東北ハ山海ノ路
 共ニ危險ニシテ、加フルニ西比利亞ノ廣野ニ對シ、北氷洋
 ヨリ寒潮ノ流レ來ルニ遇スルヲ以テ氣候特ニ五寒ナレ
 ハ、固ヨリ衆人ノ通行スル理由ナカルヘシ、西南ハ實ニ之
 ニ反スルナリ、然ルニ大隅國ヨリ支那或ハ巫來由半島ニ
 至ルノ路ハ、概シテ觀レハ、頗ル遼遠ニ涉ルカ故ニ、未開ノ
 民ハ敢テ往來スルノ意ヲ生セザリシナルヘシ、而シテ肥前
 國ヨリ朝鮮ニ至ルノ路ハ、前者ニ比スレハ、通行甚ダ安穩
 ニシテ容易ナレハ、人民ノ通交モ此路ニ於テ最モ繁カリ
 シナルヘシ、然リト雖モ人ノ波濤ヲ畏ル、著ルシ、慕齋詩
 集ニ日本人ヲ送ルノ詩アリ、云フ、聚散悠悠夢不眞、幾回揮
 淚海天濱、扁舟一歸去、便作今生永別人、ト増シテ矇昧陋野

ニシテ、纜カニ石器青銅器ヲ使用スルノ民ハ蒼々天ニ接スルノ海ヲ渡ルヨリハ、寧ロ寒氣ヲ凌キ急流險山ヲ越ユルヲ好ムヘケレハ始メテ日本ニ到來セシ者ハ大陸ニ最モ接近スル所ノ樺太島ヲ自然ニ路ニ假リシヤモ測ルヘカラス、故ニ地勢ヨリ見レハ草味ノ世ニ先ツ蠻民少ク山圓地方ヨリ到着シ後チ半開ノ民多ク朝鮮地方ヨリ移住シ而シテ時々ニ千島堪察加ノ間ニ往來スル者アリ、又ダ間マ支那人巫來由人ノ轉遷シ來ル者アリシト定ムヘシ其他外國人ノ不幸ニシテ海中ニ漂流シ、幸ニシテ我國ノ岸ニ着シテ生命ヲ全フセル者少ナカラサルヘシト雖モ、是レ又ダ前ノ四路ニ准シテ察スヘキナリ、

第四節 動物ノ種類ハ、概テ解剖生理ノ學ヲ以テ分別スルヲ得ルト雖モ、人間ノ如キハ、相互ノ差異甚タ少ナクシテ、之ヲ施スヲ誠ニ容易ナラス、ライブゴツカントノ四族說顯ハレテヨリ今日ニ至ルマテ、數十ノ碩學輩出シテ究察ニ從事スルモ、未ダ一定ノ說ヲ立ツル能ハス、世人ハ大抵世界ニ蒙古種高加索種亞弗利加種巫來由種及ヒ米利堅種ノ五種屬アリテ、我邦人ハ其蒙古種ニ入ル者ト信ス

ヘシ、然ルニ此ニ就テ異說ナキニ非ス、ペルリノ軍艦ヲ率テ渡來セシキ乘組人ノ中ニハ日本人ト米洲土人ト甚タ相似タルヲ見テ驚キタル者アリシト、米歐回覽實記ニ印度人ノ面目ハ我邦賤民ノ内ニ往々ニアル骨相ナリト云ヒ、又ダ東久世待從長ヨリセテラル某氏ヘ聞取リシ大略ナリトテ印度人ト日本人ト異ナラサル所以ヲ種々證ヲ列シテ辨シタリ、而シテピツカリングハ日本人ハ全ク巫來由種ヲラサルヘカラサル證據ヲ擧ケ、博士シヤツドモ自ラ檢査シテ同說ヲ懷タケリト云ヘリ、且ツ當今說ニテハ北海道ノ蝦夷人ヲ以テ高加索種ニ屬スト爲シ、ライギユルベシエルハ九州地方ニ黑人種ノ存在スルヲ陳述セリ、其レ斯ノ如シ日本人民ハ果シテ何種類ヨリ分離シ來リタル者カ、頗ル怪シムヘキニ似タリ、蓋シ之ヲ怪シムハブリュメンパバツハノ人類ヲ五種ニ區別シ、爾來人ノ之ヲ便利ナリトシテ採用シタルヲ爭フヘカラサル眞事ナリト確信スルニ基ツクナリ、人類何ソ必スシモ五種ヨリ成ランヤ、是レ迄テ二十餘種ニ區別シタル者アリ、又ダ二種ニ區別シタル者モアルナリ、キコウイエノ黃人種ヲタムベシエル

ハクスレ等ノモンゴロイドト名ツクル所ハ、蒙古種巫來由種米利堅種ヲ合並シテ云ヘルナリ、故ニ米利堅土人ニ似タレハトテ、米利堅土人ノミト種類ヲ同フスト云フハ、目シテ僻説ノ甚シキモノト爲スヘシ、且ツ蝦夷人ノ高加索種ナルヲ、並ニ九州ニ黑人ノ存在スルヲ、古來歐羅巴亞弗利加ニ蒙古種ノ住居シタルヲ思ヘハ、深ク怪シムコトヲ得ザルヘシ、總テ人類ハ廣ク宇内ニ散布セントスルヨリ、各地ニ從テ判然タル區別ヲ生スルヲ得サルモノニシテ、日本人民ハ五種混合シテ成リタルトスルモ決シテ非ナリト稱スヘカラズ、但シ全國民ノ外貌体格ヲ詳細ニ檢スレハ、何地ノ人民ニ多ク何地ノ人民ニ小ク近似スルカヲ辨スルヲ得ルナリ、余ノ聞見スル所ニテハ、骨格逞シク、碧眼ニシテ髭鬚長キ者ハ、北海道ノ外方見ルコト稀レニシテ、唇厚ク毛髮皺縮スル者、額額狹ク頭髮波狀ヲ成ス者、及ヒ兩眼深ク沈ミテ鼻高ク鉤形ニ彎ル者ハ、隨分目ヲ遮レヒ多ナリト云フニ至ラズ最モ衆多ナルハ、プリチヤルトヲ始メ近來諸學者ノ韃靼地方ノ種族ナリトシテ揭クル所ナリ、即チ顔面平廣額額稍ヤ低ク、顴骨突出シ、鼻根高カラ

ズ、皮膚褐色アリ、淡黃色アリ、眼目ノ色彩黒ク、毛髮粗直ニシテ、切面正圓ニ近ク長クシテ卷縮セス、身軀長大ナラス、胸少ク前ニ屈スル者ナリ、ウエルケルノ製シタル世界人種ノ頭體表ヲ見ルニ、百ヲ定位トスレハ日本人ノ頭ハ幅ト高ニ一ノ差異アリ、韃靼人モ然リ支那人ハ二餘ノ差異アリテ、其他ノ種屬ニハ漸ク多少ヲ生スルナリ、是等或ハ多數ヲ梗概シテ云ヒ、或ハ寡數ヲ揀擇シテ云ヒ、固ヨリ確説トシテ信據スルニ足ラサレヒ、余ハ方今ノ學問ヲ以テスレハ到底前ノ如ク定メサルヘカラスト思フナリ、第五節 日本ノ言語ニ付テハ、學者中殆ト一定シタル説ヲ見ルナリ、エドキンス辨シテ曰ク、吾輩若シ支那蒙古滿洲ト東方群島及ヒ太平洋諸島トノ文法書字典ヲ取り、互ニ相比較シテ考フレハ、日本語ハ言語ノ如何ナル部類ニ屬スル者ナルヤヲ判斷スルニ難カラサルヲ覺ユ、日本語ハ音綴多クシテ動詞ヲ文章ノ終リニ置ク所ヲ見レハ、支那語ノ部類ニ入ルトスヘカラス、又タ其形容詞ハ名詞ニ續カスシテ主格ノ後チニ第二格ヲ置カサル所ヲ見レハ、葡列尼西亞語ニモ巫來由語ニモ屬ストスヘカラス、葡

列尼西亞ノ文法ハ、支那ノ文法ノ如ク動詞ヲ賓格ノ語ノ前ニ置ケル、日本語ハ然ラスシテ、動詞常ニ文章ノ終リニ在リテ、其結尾ヲ表スルナリ、日本語ノ動詞ノ位置ハ、自然ノ法ニ反シテ、簡易好美ノ利ヲ失フト雖モ、敢テ世界希有ノ言語ト思フヘカラス、土耳其蒙古滿洲ノ土人ハ皆ナ是ト同一ノ法ニ從テ、必ス僧カ經ヲ念ス、牧人カ家畜ヲ牽ク、童子カ馬ニ乗ルト云フナリ、而シテ賓格名詞並ニ移行動詞ノ位置ヲ變スルヲ得サルハ、日本語ニテモ見ルヲ得ヘシ、如此キ不便ナル法ニ順フハ、固ヨリ智識陋戾ノ致ス所ト云フヘクモ、此文法ノ存在スルヲ知ルハ上日本語ハ土耳其蒙古語ト部類ヲ同フスルヲ毫モ疑フヲ能ハサルヘシト此說ヤ只ニ氏ノミナラス、當今宇内言語ノ區別ヲ檢スル者ハ、他事ニ於テ互ニ相容レサル所アルニ拘ラス、日本語ノ蒙古滿洲ノ語ニ類似スルコトニ就テハ、曾テ異說ヲ立テタルヲ聞カス、マキス、ムルヲ、ホイトニ一ノ如キハ、未ダ詳細ニ探討セサルヲ以テ確乎ト斷言スルヲ得スト言ヒシノミデ、シヤレンセハ代名詞ノ形狀動詞ノ時ノ成立等ニテ、日本語ノ蒙古語ニ類似スル所、凡ソ十餘條ヲ擧ゲタレ

ハ、冗長ニ涉タルヲ恐レテ茲ニ載セス、轉シテ語ノ原音ヲ察スルニ、双方甚ダ同シキ者アリ、エドキンズノ說ニ因レハ、蒙古ニハdiヲ以テ始マル語アラシテ之ニ當ル者ハ必スjiナリ、dトハiノ前ニ來ルキハjトchトニ變ス、朝鮮ニ於テモtiノ音アリシ語ハ、時チ經テ次第ニchi音ヲ含ムニ至ル、日本語ニモ同結果ヲ見ルヘクシテ、chi音ノ如キハ元トti音ヨリ變化シ來リシナリトセリ、其果シテ變化シ來リシカハ實ニ疑フヘクシテ、サトウ氏ノ駁撃ヲ免カレサリシト雖モ、日本人ニ此變化ヲ生スルノ性僻アルヲハ明白ナリ、現時始テ泰西ノ語學ヲ修ムル者、隨分ti diノ音ヲ發スルニ苦ルシミ、昔シ印度ノ悉曇體文ヨリ我國ノ五十韻ヲ作りシキ、fa ti tu te to ya ta chitsu te toト讀ミ替ヘタリ、日本人モ蒙古人モsノiノ前ニ來ルキハ、sh音ヲ發シ、一般ニ謂フキハ語中子音ヲ用ユルヲ少クシテ多音ヲ接續スルニモ終止スルニモ必ス母音ノ力ヲ假ルナリ、凡ソ言語ノ種類ヲ分別スルニハ、單ニ文法原音ノミヲ探索スルヲ以テ足レリトスト雖モ更ラニ單語ニモ類似スルアルヲ唱フル者アリ、某氏曰ク、本邦ノ

言語音訓其邦異邦ヨリ移り來ルモノナリ、和訓ニハ種々ノ説アレヒ、十二八九ハ上古ノ韓音韓語或ハ西土ノ音ノ轉スルモノナリト、譬ヘハ天アマ河カア島セマ殿トチ男ナギ女ニヤギ子コ孫マ上カモ下シモ大ナ、小コツ寐子止ト墓ハカ郡コナル等通常ノ語ニ大異ナキニ似タリ、氏ハ固ヨリ許多ノ語ヲ索求セラレタルナルヘシト雖ヒ、余未ダ學フコ能ハサレハ、敢テ盡ク眞實ナリト曰フヲ得ス、若シ果シテ氏ノ言ノ如クナレハ日本語ノ朝鮮地方ノ語ト全ク本原ヲ同フスルコト明カニシテ蒙古滿州語トノ關係一層詳カニ辨知スルヲ得ヘシ、或ハ方言ニ蝦夷人ノ語ノ多ク混スルヲ稱スル者アレヒ、實ハ間マ地名ニ存スルニ過キサルナリ、

第六節 風俗慣習ヲ觀ルニハ成ルヘク後世他國ノ影響ヲ受ケタル者ヲ除クヲ要ス、國史案ニ因テ古代衣食住ノ狀ヲ察スルニ、着服ノ順序ハ、左右ノ手ニ貫珠ヲ纏ヒ、下ニ所謂禪ヲ穿テ、身ニ衣ヲ掛ケ、其上ヨリ裳ヲ着ケ、上ヲ帶ニテ結束シタリトアリ、而シテ管玉勾玉等ヲ頭髮及頸ニ纏ヒ、又足ニモ纏ヒテ飾トセリ、食物ニハ粟稻小豆麥大豆及ヒ魚

獸鳥類ノ肉アリ家屋ヲ作ルニハ穴居セントスル者ノ外カ、先大柱ヲ深ク地中ニ植テ、其上ニ芒茅ヲ以テ屋ヲ葺キ、風雨ニ飛散セサランカ爲ニ屋上左右ノ端ニ又字形ノ木ヲ緊着シ、席ヲ以テ壁ヲ作り、中ニ胡床等ヲ置キ、獸皮絹帛ヲ敷テ坐セリト云フ、上代衣服考博物叢書工藝志料等ニハ考證多クシテ、事實ニ詳細ヲ加フレヒ、全体ニ於テハ是ト大同小異ナリ、凡ソ此ノ如キ風習ハ宇内野蠻ノ民ニ往々觀ル所ニシテ某地ニ限レリトスルハ偏見タルヲ免カレサレヒ、家屋ノ制ヲ察スレハ支那人ノ風トハ思フヘカラス、衣服ノ制ヲ見レハ、巫來由群島ニ徘徊スル土人ノ俗トモ推考スルヲ得ス、蓋シ別ニ屬スル所アルヘシ、我國家作ノ甚タ氈帳ニ似タルハ、西人ノ風ニ稱スル所ニシテ、之ニ依テ邦人ノ猶太人ノ後裔タルコトヲ證セントセシ者アリ、然ルニ氈帳ハ古ヘヨリ韃靼地方ノ人民ノ一般ニ用ユル者ニシテ、青廬ト云ヘハ童子モ襟ヲ正シテ危坐セントス而シテ服制ハ實ニ滿州人等ノ當今ニテモ平常ニ着スル所ニ類ス後漢書三韓傳ニ、唯瓔珠以綴衣爲飾、及懸頸垂耳トアリ、然ラハ我國ノ風習ハ寧ロ朝鮮以西ノ風習ニ屬セリト謂フヲ得

サルカ、且ツ同傳ニ曰フ、其國近倭、故頗有文身者ト、倭傳ニ曰フ、其地大較在會稽東治之東、與朱崖儋耳相近、故其法俗多同ト、晉書ニ曰ク、昔夏少康之子封會稽、斷髮文身、以避蛟龍之害、今倭人好沈沒取魚、亦文身、以厭水禽計其道理當會稽東治之東ト、文身ハ太平洋海諸島ニハ論ナク處々ニ流行スル者ナルコト倭人ノミ然リトシテ説ヲ立ツルハ理ノ取ルヘキナシト雖ヒ、亦以テ我國ト大陸東部トノ關係ヲ見ルニ足ルヘシ、儒者ノ泰斗ト呼ハレシ人ハ、曾テ堂堂之ヲ青史ニ記載セント試ミタルコトアリ、更ラニ諸書ニ散在スル三韓傳及ヒ東國通鑑ヲ讀ムニ、自然ニ日本上古ノ歴史ニ彷彿スル者アルヲ知ル、人死亡スレハ父母兄弟夫婦ト雖ヒ、忌避シテ自ラ見ズ、舊宅ヲ損棄シテ新居ヲ造ルカ如キモ我國ニ著ルシク存在セシ風ナリ、然リト雖ヒ是等ノ事實ノミヲ以テハ、固ヨリ巫來由人蝦夷人其他ノ種屬ノ風習ノ混シタルナシト謂フヘカラサルナリ、余別ニ考徴シタル所アレヒ、マタ傳記類ニ頼リタルヲ以テ憶測ニ流レ易ケレハ、先ツ默メ古物學ノ進步スルヲ望ムノミ、(未完)

○衛生モ亦教育家ノ一責任乎、松山誠二述

世ノ開明ニ趣クヤ人漸ク人命ノ貴重ナルヲ知リ疾病ノ懼ルヘキヲ悟リ從テ心ヲ健康保護ニ用ルコト未開人民ニ比スレハ極テ嚴且密ナリトス然レヒ奈何セン文明人種ハ必スシモ野蠻人民ヨリモ遙ニ強健且長命ナルヲ期ス可ラヌ却テ往古世ノ未タ開ケサル時ニ在テハ人身頗ル強剛ニシテ疾病多カラス壽命概シテ高長ナリシガ如キモ近來ニ至リ人ノ健康大ニ減損シ軀幹矮弱トナリ疾病其數ヲ増シ加之テス人壽太ク短縮セルヲ覺ユ殊ニ本邦人ハ從來人生纔ニ五十年ト口唱セシニ近時西洋人ノ統計ニ由レバ人ノ生命ハ平均三十七年ノ上ニ出スト云フカ如キハ假令ヒ本邦人ノ口唱ノ正確ナル統計ニ原クニ非サルヨリ敢テ信スルニ足ラストスルモ亦以テ古今人壽ノ長短ヲ異ニスルノ一証トナスニ足ルヘシ到底近來人類ノ健康其度ヲ卑フシ體質薄弱トナリ疾病増加シ爲メニ壽命ノ短縮スルニ至リシハ顯然タルノ事實トス豈歎息スベキノコトナラスヤ

諸近來人類ノ健康斯ノ如ク減損シタルハ固ヨリ諸般ノ原因アリテ然ルナラント雖ヒ畢竟歷世累年ノ際遺傳ノ理ニ由テ祖先體質ノ損所ヲ後人ニ傳フルニ漸次其勢力ヲ増積

デヘクト

セシヲ及ヒ疾病ノ種類増加セシ如キハ就中最モ有力ナル原因トス而シテ人ノ死スルヤ本ト諸般ノ事情ニ因スル者ニシテ或ハ能ク天壽ヲ全フシ所謂自然ノ死即順死ヲ爲スノ幸ヲ得ル者アリ或ハ死刑、戦争ニ死シ或ハ謀殺、自殺及ヒ偶然ノ殺傷等ニ斃ル、カ如キ變死バイナレントデツスヲナス者モアリト雖モ就中最モ多クノ死亡ヲ致ス者ハ蓋シ疾病ヲ除テ他ニ之アルヲ見ス故ニ衛生ノ務ハ專ラ疾病ノ原因ヲ考究シテ其除クヘキハ之ヲ除キ防クヘキハ之ヲ防キ以テ壽命ヲ長フシ人類健康ノ度ヲ高フスルコアルナリ然リ而シテ此衛生ノ務ハ醫士及衛生家ノ責任中ニ在ルハ勿論ナリト雖モ予カ説ヲ以テスレハ只ニ醫士及ヒ衛生家ノミナラス世ノ教育家モ亦大ニ此責ニ任セサル可ラストス何トナレハ醫士ハ力ヲ竭シテ病ヲ既發ニ治シ衛生家ハ心ヲ凝シテ之ヲ未發ニ防キ以テ世ノ疾病ニ惱ム者ヲ減シ之ニ死スル者ヲ救ハントスルモ教化洽カラス人文進マサレハ敢テ人類健康ノ度ヲ高フスルノ大目的ヲ達ス可ラサレハナリ予ハ今左ニ疾病原因ノ概畧ヲ掲ケ以テ教育家ノ衛生ニ責任アル所以ヲ示スヘシ

凡ソ疾病ノ原因ハ千種萬様アリテ一朝ニ之ヲ縷述ス可ラスト雖モ今假リニ之ヲ大別シテ〔甲〕實物的原因〔乙〕社會的原因ノ二類ト爲ス實物的原因トハ飲食、空氣、風土及ヒ衣服ノ不良、冷暖ノ不齊、溝渠ノ溷濁等ノ如ク有形ノ實物ニ關係スル者ヲ云ヒ社會的原因トハ飲酒、不當ノ結婚、猥褻、勞逸、失望等ノ如ク苟モ社會ヲ組織シ人類相交際スルカ爲メ生スル者ヲ云フ而シテ此二類中甲ハ健全ノ學、衛生ノ論ニ於テ其人身ヲ害スル所以及ヒ之ヲ避クルノ方法等ヲ説論シ又世ノ衛生家及ヒ醫士ノ盡力ニ由テ往々之ヲ防禦シ得ヘカラサルニ非スト雖モ乙ニ至テハ則チ然ラズ教化日ニ洽チク人文月ニ進ミ郷ニ無智ノ徒ナク家ニ猥褻暴行ノ子ナク正理ノアル所、實義ノ存スル所能ク之ヲ悟リ能ク之ヲ行フヲ得ルノ日ヲ待テ始テ能ク之ヲ防禦スルヲ得ヘキノミ苟モ教化コ、ニ達セサル以上ハ政令以テ猥褻暴行ヲ禁シ、理論以テ不當ノ結婚或ハ飲酒ヲ止メント欲スルモ大概其效ヲ見サルヘシ故ニ予ハ固ヨリ甲種ノ原因ヲ防クニ於テモ教育ノ大ニ與ツテカアルヘキヲ信スト雖モ乙種ノ原因ニ至テハ十分之ヲ教育家ノ責任中ニ歸シテ

家庭ノ訓育蠻舎ノ教授ニ勉メテ品行ノ改良、智識ノ發進
ヲ促シ延イテ衛生ノ目的ヲ達スルニ至ルノ必要ヲ感スル
ナリ

以上畧論スル所ヲ以テ本論表題ニ掲ケル如ク教育家ニ衛
生ノ任アル所以ヲ概説シタリト雖モ更ニ此任ノ忽ニス可
ラサルヲ示サシカ爲メ今左ニ社會的原因中

飲酒、インテンペランス 不インテンペランス 當インテンペランス 結インテンペランス 婚インテンペランスノ三者ニ就キ其懼ルヘキ理由ヲ開陳セ
ントス

(第一飲酒) 酒ハ社會アリテ始テ之ヲ製シ又社會アリテ
始テ廣ク之ヲ用フル者ニ近來喋々之カ害ヲ説ク者アリ

ト雖モ其之ヲ用フルヤ近來愈々甚シトス酒ノ害タルヤ鯨
飲度ナク昏酪心神ヲ失スルニ至ル者ニ在テ極テ甚シキハ

勿論假令ヒ其分量多カラサルモ平素常ニ之ヲ用フレハ大
ニ健康ヲ害シ或ハ恐ルヘキ病患ヲ惹起スルヲ論ヲ待タス

而シテ健康ノ人ニハ禁酒ハ却テ害アリ又酒ハ心意ヲ慰癒
シ氣力ヲ興奮スルノ功アリト論スル者モアレモ其慰癒、

興奮ノ力ハ僅ニ一時ニ止リ敢テ体力減損ノ大害ヲ償フニ
足ラス到底酒ハ醫藥トシテ之ヲ用フヘキモ決ノ健康体ニ

常用スヘカラサル者ナリ蓋シ平常多量ニ之ヲ用フレハ胃
腸ヲ損シ、体力ヲ減シ、神經系ヲ害シ、心、肝、腎及血脈等ノ
如キ貴要ノ臟器ニ脂質變化ヲ起シ加之ナラス道德ノ心ヲ
奪ヒ、意識ヲ弱フシテ遂ニ酒客自ラ其鯨飲ノ念ヲ抑制ス
ル能ハス尙甚シキハ難治ノ狂症ヲ釀成スルニ至ルノ恐ア
ルヘシ

右ノ外飲酒ノ害ハ實ニ多端ニシテ擧テ數フ可ラスト雖モ
若シ其害ヲシテ啻ニ酒客ノ一身ニ止マラシメハ尙ホ

且可ナリトス然レモ其害決シテ酒客ノ一身ニ止ラス
必スヤ子孫ニ遺傳スルヲ免レサルナリ故ニ酒客ノ子ハ一

層甚シキ酒家トナリ或ハ酒客ニ於ル終始酒ヲ希望スルノ
念慾變シテ其兒ニ狡猾偷盜ノ天性ヲ傳ヘ或ハ心氣衰勞セ

ル酒客ハ往々生來白痴ノ兒ヲ設クルナリ但トクトル、ス
ト一氏ハ米國マツサチユーセツト州ニ於テ檢セシ二百人

ノ白痴中其百四十五人ハ酒家ノ子孫ナリシト云ヒ英醫
ウイルソン氏ハ何處ノ獄舎ニ在テモ罪囚ノ五分ノ四ハ

必ス直接若クハ間接ニ其罪ヲ酒ニ得タル者ナリト云ヘリ
又癡狂院諸貧院或ハ獄舎ニ就テ檢スレハ盜漢、白痴、狂兒

不具人等ハ大概酒客ノ子孫ナラサルハナキヲ知ルヘシ
 右ニ論スル如ク酒ハ膏ニ酒客ノミナラス併テ子孫ノ大害
 トナルヲ以テ見レハ飲酒ノ弊ノ社會健康ノ度ヲ卑フシ疾
 病及ヒ死亡ノ員數ヲ増スヤ蓋シ極テ大ナルヘシ豈悚レサ
 ルヘケンヤ

(第二猥褻) 伉儷ノ秩序紊亂シ貞潔清操ノ道壞廢シ男女

インモラリチ!

別ナク淫逸度ナキ之ヲ猥褻ノ甚シキ者トス我國ニ在テハ
 幸ニノ猥褻甚シカラス未タ社會健康ノ度ヲ卑フスルニ至
 ラサレト疇昔希臘ノ壞頽滅亡セシモノ蓋シ大ニ其因ヲコ
 コニ取レルカ如シ抑々希臘ハ宇内ニ卒先ノ開明ノ域ニ達
 シ人文風ヲ成シ所謂文明ノ名ニ耻チサリシカ曾テガル
 トン氏ノ言ヘル如ク猥褻弛縱伉儷則チ失シ殊ニ港口ノ如
 キハ内民外人ノ雜居住復度ナク男女ノ秩序紊擾シ人種混
 亂シ從テ不健不潔ノ子弟大ニ繁殖シ爲メニ遂ニ亡國ノ慘
 狀ヲ呈スルニ至リシナリ故ニ猥褻弛縱ノ衛生ニ害アルヤ
 極テ甚シト謂フヘシ

(以下次稿ニ讓ル)

批評

○人權新説の著者ニ質し並せて新聞記者の無學を賀
 有識不撓の名を以て世ニ知られたる余友人東京大學總理
 加藤弘之君ハ頃日人權新説と云ふ云へる書をものせられ
 て天賦人權説を強く駁撃せられたり、抑も君か此書をも
 のせられざる因縁を尋ぬるも、君從來天賦人權主義ニ深
 く心醉せられたるものうら、曩又眞政大意、國體新論等の
 書をものせられて、大ニ天賦人權主義を主張せられたり
 もありつれども、頃者進化主義と云ふ云へる主義の實理
 を知られしものから、漸く天賦人權主義の大ニ事實ニ背
 きたる主義とるを悟られれば、過を改むるも吝あら
 ざる性質とてを認しませば、過般既又彼の眞政大意國體
 新論等の書を絶版せられたり、君の此舉動とる全く眞理
 を愛する一筋の心と人の毀譽を顧ふれざる勇氣とよ出て
 ざる又相違なきとい、親しく君を知者ニ在りては少くも
 疑ふへ死よあらむして、却て君を敬慕する念こそ之か爲
 又彌深あらんとせしうとも、如何せん今日の習として官
 吏の十把一とらふげも卑屈あるものゝ如く云ひあゝ、さ

なきごも官吏を讒謗して観る如き時節あるを、加藤氏か世人の貴重なる天賦人權主義を説きたる書を絶版せらるるに當てや、新聞記者演説家等のこきごまさしく政府の御説論でも受けられざるが爲に由る如く異口同音に云ひ囃しされども、氏の自若として少くも辨解がましきとせられざるは、是れ蓋し異日一書と著して事の理由を明白に解明されんとを豫め期せられし故あるへし、即ち人權新説こそ之ある其書あるへし、此書も就て見るに氏の曩も眞政大意國體新論等を絶版せられたる理由も頗る明瞭せり、此書も於て加藤氏の天賦人權主義の全く妄想に係るとを説明せざるは、曩も彼の二書を絶版せざるは、其時當りて民權論者の憤怒の強かりしを雖も、今日の憤怒の實ある之は百倍せり、新聞も演説も書を駁するものあり、著者も讒謗を加ふるものあり、人權新説駁撃の論文の既も書も載せて數卷の多きに至れり、今や人權新説を非とする族、該書も就て云んとするとい略は盡きたるか如し、何如となれん今以てちらほら人權新説の駁撃者があきごも、別も新奇ある論も出でざれんなり、然るごもか

かめ八目の故あるもや余もか以て見るも人權新説も就て云ふべきとい未だ全く盡きたるもあらず、余の將に該書も人權新説を全く非とする者もあらず、余の將に該書も就て云んとするとい蓋し其著者も天賦人權論者も其御氣も入らざる所あるべけれど、そこを何分御用捨を願ひ置き、聊か人權新説の著者も質し参らせんも抑も君の天賦人權主義を非とする説を以て此上もあく新奇ある説の如く思ひ、世界廣くと雖も開闢以來唯一人此説を唱へたる者のあきごも如く思ひ、君の此説を發明せられたるの恰もニフトンク引力法ダルクウヰンが自然淘汰法を發明したると同様のとの如く思ひ、明治十年十一月東京愛宕下青松寺も開きし講談會も於て始めて天賦人權論を駁せられたるの、ガリレオがピサの塔も於て落體の速力の其大小輕重を問はず、皆均一あるとを證明せると殆ど同一の思ひを、天賦人權説を非とする者の氏を除きての僅もカルテリ、ヘンチアムライン、イーエリングの三氏も止まる如く思ひ、君が此三氏と共に各々特別も天賦人權説の非あるとを發明せられたるのダルクウ

ギン氏とワルレーズ氏が同時ニ暗合自然淘汰法を發見
 し、ニウトンとライブニツツ、が同時ニ暗合微分を發見せ
 ると同一のとの如くと思ひれ、就中君がカル子リ氏が天
 賦人權を非とするの論文を就て「余ハ此文ヲ讀テ余カ
 所見ノ偶一碩學ノ主義ト暗合セシヲ知テ果シテ臆説ノ誤
 マラサルヲ悟リ其歡喜譬言スルニ物ナク殆ト雀躍ノ思ヲ
 ナセシ」と迄云ひれたり、加藤氏の如き博學高識ノ學士よ
 して天賦人權論を非とする説を以て斯く計り新奇ありと
 も思はるゝの實又驚愕堪へたり加藤氏の如き博學多識
 の學士よして近年迄天賦人權主義を非とするの説を聞か
 れたるとなきと云ふの將た如何なる行違ひやら弘法も
 筆の過とい斯るとをこそ云ふめれ、加藤氏の「諸氏ノ書ニ
 就テ天賦人權主義ヲ駁撃セシ説ハアラサルヤト種々ニ穿
 鑿セシモ未ダ一ノ駁撃者アルヲ見出スヲ能ハサリキ」と
 最と云ひたりが云ひるれども君の云ひるゝ種々ニ穿鑿せ
 られしとい如何なる穿鑿あるや諸氏の書とい誰々の何々
 と云書あるや承りし、兎ても穿鑿せらる位ならば序の
 とよ東京大學圖書館ニ備へ置かるゝボルク、ベンサム、ル

ウ井ス、ウルセー、エモス等の書をも少し見られたらば
 さの斯る過いせざれざりきものを最と惜むべし、ボル
 ク氏の其「エン、アツピール、フロム、バゼ、ニウ、ツ、オール
 ド、シングス」と題したる論文中は佛人の主唱する天賦人
 權主義を排撃して「佛國をして斯の如に亂世に至らしめ
 る彼の虚妄なる天賦人權(主義)は如きの國民たるもの
 權理たるとは出來ざるものなり何んとされば國民たる
 と斯の如き權理と有せんと到底兩立しがさきとあ
 ればなり國民さふんより固より政治社會ある者のなくん
 ゐあらそ斯の如き權理を有せんよと固より政治社會なる
 者あかるべきを、佛國共和政治の如きの其根本よりし
 て理よ背馳したる者あり、自滅の性質を含有する者あり
 蓋し如何なる國を論せず若し其民よして斯の如に主義を
 信仰せん時の必を現今佛國の有様と同様ある有様に至
 ると疑ふし」と云へり、ベンサム氏の千七百九十一年は佛
 國議會が發したる權理公告の檄文を批評したる論文は其
 檄文の第一條中「人の自由あるものよ生れ、始終自由なる
 ものよてあり、權理の如きの萬民同等あり」と云ふとを駁

えて「此全く虚妄のとかり其虚妄あるもの天下の普く知
 る所にして決して蔽ふべからざるとなり」と云へり又曰
 く「第一萬民が果して自由あるものよ生るゝか、萬民が果
 て始終自由あるものよあるか、否、斯るもの一人もあ
 らぬかり、斯るもの一人もあり例あり、又一人も
 あらぬなり、又後世とても一人もあらざる所からん、却て
 萬民共よ生れあからし壓制威服、最も嚴重なる壓制威服、
 則ち最弱無力なる小兒をして善く生存せしめんよの片時
 も缺くべからざる両親の壓制威服を蒙らざるまで、生るゝ
 もの一人もあらざるなり、此壓制威服を蒙りて生るゝ、生
 れて後數年の間に此壓制威服を免るゝと能はざる、而して
 一個人の生存及び人種の生存の共よ斯の如き壓制威服と
 蒙るゝあらずんば保持する能はざるあり、然り而して其
 所謂權理あるもの、散在するの政府の未だ出來さる前の
 とあるもの、將た政府の出來たる後のとあるもの、若し政府の
 未だ出來さる時のとならざる、斯る權理の良や事實ありた
 るよもせよ、政府が既よ出來さる國の民よ何の益ありあ
 らん、若し又斯の如き權理の存在するの政府の出來さる
 以後の事なり、政府の成立する國のとかりと云へば、應よ

問ふべし、斯る國の何地もありや何國の政府が斯の如き
 者ありや、親子の關係の暫く措て論せざるも、斯の如き同
 樣權の行はるゝ政府を指示し得るもの一人か一人よて
 もありや、萬民自由あるものよ生るゝと云ふもの、實は理よ
 背く論するよ足らざるの妄説あり、權理の如きの萬民共
 よ同等よ生るゝと云へり、果して然らば最も貧賤あるも
 の、子の權理も最も富有なるものよ子の權理と同等なる
 かと云々又曰く「權理の如きの萬民共よ始終同等よくあり
 と云へり、蓋し萬民とい有りといゆる人種と指すなら
 ん、果して然らば年期子僧も親方と同等の權力あり、親
 方か子僧よ對し有はるべし自由權の子僧又親方よ對し之
 と有は、親方よ子僧を仕置する權理あれば、子僧も親方
 を仕置するの權理あり、親方よ我が家屋を所有するの權
 理あれば、子僧も親方と同様に親方の家屋を自由よと
 るの權理あり、後見人と被後見人との關係、夫婦の關係の
 如き又同様をなすべし、又正氣たる人よ瘋癲のものを禁固
 する權理あれば、瘋癲の者も正氣あるものを禁固する
 の權あり、人並れ者よ白痴の者を取締る權理あれば、白痴
 の者も人を取締るの權理あり、熱病人の親或は友人の

爲よ招かれざる醫者又の看病人は病人の將に高さ窓より飛び下りんと見るを見て之を止むる權理あれど、病人も又醫者や看病人を高さ窓より投落す權理あり、蓋し本條よ云ふ所の斯の如く不條理千萬あることたるの疑なき所なり、又該公告文の第二條よ各政治社會の目的の人間の天賦よして剝奪せべからざる權理を保持するよあり、而して其權理とい自由權、所有權、安全權、及び壓制に抵抗せるの權なり」とあるをベンサム氏の批評に「天賦の人權とい何より甚しき妄想なり、天賦よして剝奪せべからざる權理とい虚妄なる強言あり、此虚妄ある強言の結果たる極めて有害あるものなり」と云へり、又ベンサム氏の自由權所有權等と呼んで之を作亂權と云へり、又ベンサム氏の其パンノミヤル、フラダメント」と稱する文集の中よ權理を分類し其性質を論し且つ曰く「されば權理の悉皆法律の結果あり、特は法律の結果なり、法律なくしての權理のいもあらざるなり、法律未だ出來ざる時よは權理のいもあらざるなり、天賦の權理は一つもあらざるあり、斯の如き權理を主張するの論理よ背馳せるのみあらば道德上甚く有害あり、法律なしの權理の原因あるの結

果と同然なり」と云ふ中よ「ルールウ、ス氏の其著述に係る政治上の觀察と推理との方法を論したる書に天然法並に天然の權理を論し「故よ余輩若し今法理學の普通の原理を説き、各國の人爲法中よ其よ認可せられたる、實行の原理ある如く云ふと雖ども之を事實よ徴せるに決してざる普通原理のあるよあらそ、良しやあるよもせよ實よ僅々の事なるべし、蓋し開明諸國の間よは殊よ同等ある開化の國々の間よは、斯れ如き普通なる原理のある如く一般よ看做せど雖ども、嚴密よ論しつめんよ斯る原理の、一つもあらざるあり」と云へり又曰く「故よ天然の法、天が人の心へ彫刻し人の胸臆よ植付たるものと云ふん如きものを根基として、法理の普通あることを證明せんとし、天然の正義或は天然の衡平法の名を藉りて立法の普通標準を建てんとし、之よ由て遂よ何國を論せず、其人爲法に決して勝つべからざる天然の權理ある如く云ふんは固より無効あるとよして、妄想の毀を免るゝ能はざるありと」

「ルールウ、ス氏の其「政治學」の第二卷よ天然の權理を論して「此等思辨の目的よる當初人類の極先て自由

なる者よてありま如く、其有様を遐想して權理の都て法律よ由りて生じ、社會の秩序を依持せん爲お設けらるる者なれを、時勢の變遷よつきて其よ變遷をべきものなり、と云ふ論の爲お壓倒せられざる如き確固としたる根基を權理の爲よ見出さん爲のものあり、余輩の斯る思辨を成すもの目的よ至りての敢て咎むる所なきも、其思辨の事實と全く相違するを惜まざればならず、第一人類が當初法律と云ものい全くなき有様ありと云ふ説の事實よ背馳せる説あり、人類の常よ法律の下よ棲息せるものなり人類の政以下の動物なり、人類の最初の家政の爲よ保養せられざるものよして、此よて法律よ親炙し、法律よ狎るゝを得たり、家政を離れ個人名特立よ生活せる時よての最初よ聖會でありことなし」と

エマヌエル氏其「法學論」よ天賦人權を排撃して「權理の或る種類は萬國よて認可せらるゝ所よして、人類社會の如何なる低度のものよも適當なるもの、如く見ゆるとも、時よも場所よも關係ありお天賦の人權杯云ふものい一つもありとい云ひ難し、又天下有りといゆる國々の社會よ必

及肝要ありと、云ふへき如き自由や束縛がある杯云ふとい出來難きとあり」と

此よ由て之を觀るお天賦人權を排撃する説の人權新説の著者よころ最と新奇なる説あるへけれども、少しく歐米の政治書をのぞきよる者よい決して新奇ある説よあらずして、却て天賦人權同様お陳腐ある説あり、それよ嘘とと思ふ者の前陳する如き堂々よる記者の書を讀むまでも一方今我が新聞記者先生達の六韜三畧と仰く政治類典を見ても、天賦人權を非とする説の決して人權新説杯と新發明の説の様なる名を附せよきものよあらざることい明白なるへきお、人權新説著者も人權新説著者なれば新聞記者も新聞記者なり常よやれベンサムだのやれウルゼーのよと此等記者の持論の都て暗記する如く云ひ囃しあがら、此等諸家の書の少よも讀きたるともなき如よ、加藤氏の天賦人權を排撃する説を以て新説なると云ひるれば輿論を誘導するよ自ら誇る堂々たる新聞記者よてありあら、斯る陳腐の説を更よ聞いともなき最と新奇なる説の如く思ふのみならず、中よのベンサム氏の名を藉りて

天賦人權を非とする説を駁撃せんとするものもあり、最
と笑ふべきの至なり、然れども新聞記者輩は斯る者のみ
多き今日書と著るものゝ爲よ、却て賀すべき所あり

鳥のなき里は棲まねばのほりの

特とうそふくといあるまじ

余人權新説ヲ讀ムキ其書名ト書中ニ説クトコロト稍
齟齬スルトコロアルヲ覺フ是レ其第二十條ニ獨乙人ニ
ソ著者ヨリ前已ニ此説ヲ出シタルモノアルヲ載セタ
レハ縦ヒ暗合トスルモ新説トハナト云ヒ難キヲ以テナ
リ以爲ク日本ニ於テハ博學多識此評者ノ如キ學士社流
ヲ除クノ外ハ大率キ耳新ク聞ク者ノミナレハ之ヲ新説
ト云フモ敢テ不可ナキガ如シ是レ其新説ノ名アル所以
歟但シ之ヲ洋文ニ記スルキハ少シク注意アリタキハ無
論ナルベシ書シテ以テ著者ニ質ス 杉浦 重剛識
○渡邊君ノ一原素説ヲ讀ム 隈本有尙
東洋學藝雜誌第十五號ニ於テ渡邊鏡次郎君ハ落体ノ速力
ヲ論シテ以テ一原素説ノ憑據ヲ立テムト試ミラレタルヤ
ニ相見エ候得共其推論ノ手段ニ於テ稍、精確ナラザル所

アル様覺エ候ニ付左ニ其二三ヲ指摘シテ聊カ辨明致度候
扱落体ノ速力ト云フコトニ就キテハ渡邊君ノ概念確的ナラ
サルヤニ相見エ候サレハ其論文ノ冒頭ニ云ハル、ニハ
「往時伊國ノ理學士ガリレチナルモノ重量異ナル諸物体
ヲ認メ其墜下スルキノ速力ハ皆相均キ所以ノ理ヲ洞察セ
リ」ト然シナガラ落体ノ速力ハ元來其墜下スルノ始メヨ
リ終リマテ恆ニ改變シテ暫クモ停マザルモノナレバ只ニ
其墜下スルキノ速力ノミニテハ果シテ何事ヤラ相分り不
申候但シ君ノ所謂速力トハ果シテ「ウエロシチ」ナリヤ若
クハ「アシセレ」ハ「シヨ」ナリヤ實ニ判然致サズ候
又君ハ「ウトン」氏振子ノ試験ノ精義ヲ領會セラレザルヤ
ニ相見エ候君云ハル、ニハ「抑モ此試験ハ箱ニ容ル、ニ
毎々重量同一ナル体ヲ以テセシガ故ニ毎々其重量同一ナ
ルノ理ヲ查出シタルニ過ギズ」ト實ニ何事ヲ被申候哉驚
入候加之「ニウトン」ハ振子ノ起落スル時間常ニ同一ナル
ヲ查出セシヨリ此ニ由テ其理ヲ推シ体ノ重量同一ナレハ
質量モ亦同一ニシテ重力ノ威勢ハ常ニ質量ト相同シキ所
以テ決定スルコトハナレリ」ト云ハルニ至テハ奇怪千萬

誠ニ「ダイナミクス」ノ大本ニ背反スルモノト思フノ外ハ
無之候

已上ノ事項ハ皆「ダイナミクス」ノ諸書ニ相見エ候ハムナ
レバ荷ニモ之ヲ研究スルキハ直ニ相分リ可申候得共異質
ノ体ハ其墜下ノ速力必ズ同一ナル可ラズト云フ説ニ至テ
ハ奇々絶妙ノ主義ニシテ蓋シ君ガ始メテ發揮セラル、ニ
非ザレバ又モヤ中古ノ時代ニ溯テ夫ノアリスト、ル派學
ヲ祖述セラル、ヤニ見受候君云ハル、ニハ「夫レ同質諸
体ノ墜下スルキハ其大小輕重ヲ論セズ速力皆同一ナラザ
ルベカラズト雖モ異質ノ諸体ニ在テハ其速力皆同一ナラ
ズ却テ皆相異ナラザルヲ得ザルノ理アルガ如シ」ト
扱其主義ノ根據トスル所ハ果シテ何處ニアリヤト尋ヌルニ
理論ノ外ハ更ニ一ノ證左モ無之候由テ其理論ノ歸趣ヲ推
スニ「更ニ一步ヲ進メテ酸素ト水素トヲ同時ニ墜下セシ
ムルト假定スルキハ酸素一分子モ又水素一分子モ同様ニ
前ノ如クニウトンノ法則ニ從テ地球ノ諸分子ト相牽引ス
ル以上ハ當ニ酸一素分子ノ速力ハ水素一分子ノ速力ト同
一ニシテ差異ナキノミナラズニ素ノ分子ノ重量モ亦相均

シカラザルヲ得ザルナリ」ト云ハル、コソ君ガ得意ノ理
論ト被想候是レ何等ノ論法ニ有之候哉ニウトン氏法則ニ
據レハ何故ニ「二素ノ分子ノ重量モ亦相均シカラザルヲ
得ザル」ヤ寔ニ未聞ノ論法ト見受候假令ハ又「酸素ノ重
量ハ水素ノ重量ヨリ大ナルヤ十六倍ナル」モ畢竟是レハ
酸素一分子ノ質量ハ水素一分子ノ質量ヨリ大ナルヤ十六
倍ナリト云フ迄ノ事ニ過キサレバ「ニウトンノ法則」ト
「化學士實驗ノ成績」トハ何等ノ理由ヲ以テ「此二者ヲ比
照スルキハ氷炭相容レザルモノアルガ如シ」ト断定セラ
ル、ヤ其論法實ニ驚人候
サレバ是等ノ點ニ就キテ仔細ニ觀念スルキハ論理上敢テ
一原素說ヲ藉ルニハ及ブ間敷候尤モ一原素說タルヤ之ヲ
實驗ニ徴シテ能ク立定シタラムニハ理學上ニ於テ重大ナ
ル上進ヲ催スヤモ未ダ計リ難ク候得共右落体上ヨリ推論
セラレタルガ如キ精核ナラザル手段ニテハ其立定最トモ
思東ナク被存候
又結局ニ於テ渡邊君ノ云ハル、ニハ「予ハ原子說及ヒ一
原素說ヲ信スルモノナリ予ハ化學進化說ヲ信スルモノナ

リ故ニ茲ニ右ノ理ヲ推シテ以テ一原素說ノ憑據ヲ立テム
ト欲ス」ト實ニ其御精神ハ御尤モ至極感服致候得共可成
丈ハ從來已ニ檢定シタル事實ト已ニ立定シタル理論トヲ
充分御研究ノ上可然御盡力有之度理學ノ爲我輩ノ希望ス
ル所此事ニ御座候

フアラデー氏ト雖モ勢力保存主義ヲ誤解致候事モ有之爲
ニ却テ其心カヲ感發シテ遂ニ能ク電氣磁氣等ニ就キテ古
今未曾有ノ大發明ヲ爲スニ至リ候得ハ渡邊君モ亦其固有
ノ能力ヲ揮テ以テ化學上ヨリ愈々其講究ノ淵源ヲ深クシ
愈々一原素說ノ確乎タル憑據ヲ立テラル、ニ至ル、有之
候ハソニハ理學上ノ變動亦豫想ノ外ニ罷成可申候

雜錄

拔刀隊歌 (譯外山氏作) 南山松井千行

我官軍兮彼賊軍。我王民兮彼逆臣。敵人縱令有智勇。々々縱
令欺鬼神。日月不照悖戾子。山川不載不忠士。古來賊子復
何爲。行見肝腦歸泥裡。虎穴可驅馬可鞭。丈夫畢竟耻瓦全。
殺身成仁古所稱。抱關運甓幾何年。嗚呼鴻毛泰山同一死。

何不奮起試一擊。江海之外天之涯。男兒須暴骨砂礫。

腰間秋水三尺光。一條晴電誰能當。蛟龍可斷馬可截。鐵騎金

人恰羔羊。此器從來維新後。空在匣中甘陽九。今歲天地不

棄吾。腕匣復接烈士手。尙方何要友朱雲。只須一閃拂妖氛。

此地元來足擲死。人間何處不墓墳。嗚呼鴻毛泰山同一死。

何不奮起試一擊。江海之外天之涯。男兒須暴骨砂礫。

幾萬秋水射日光。凜々寒氣是滿場。劍林劍山亦不啻。身

後盡鋒鋌。聞道劍山在他界。罪惡臣子之所屆。吾黨何事登

此山。豈有身行之可怪。但有國恩不可誣。生殺屠戮任彼徒。

男兒決志入死地。劍林劍山亦坦途。嗚呼鴻毛泰山同一死。

何不奮起試一擊。江海之外天之涯。男兒須暴骨砂礫。

劍光閃々是驚電。砲聲轟々是奔雷。腥風腥雨襲來處。天地爲

動山爲摧。利鏃銳鋒碎肝腦。迸丸飛石穿骨肉。伏骸積築百

丈山。流血匯爲千仞谷。男兒捨身是此際。誰奮心力報國恩。

彈丸矢石不足畏。但勿逡巡辱家門。嗚呼鴻毛泰山同一死。

何不奮起試一擊。江海之外天之涯。男兒須暴骨砂礫。

悲風慘澹草木曠。紛々狼烟漲中天。天崩地動江海沸。虎爭龍

掣不兩全。好是男兒因決死。願將微軀供軍祀。勇士一臨矢

石間。刀折力索可以已。唯爲王家討逆臣。何厭身骨碎爲塵。畢竟人間知耻士。豈可空爲素餐人。嗚呼鴻毛泰山同一死。何不奮起試一擊。江海之外天之涯。男兒須暴骨砂礫。

人臣唯可致人臣。國民豈不爲國民。皇恩國澤不可負。誰爲社稷擲一身。縱令骨爲荒原土。名在汗青照千古。節義功名世所重。眇々微軀何足數。日本男兒執干戈。一死之外豈知他。懦夫之名不義稱。唯奈天下指笑何。嗚呼鴻毛泰山同一死。何不奮起試一擊。江海之外天之涯。男兒須暴骨砂礫。

井上巽軒曰。慷慨悲壯。欲駕原作而上。何等筆力。何等之才情。

○雜詩

土佐 南陽吉本真男

刀水茫茫繞故城。肅然獨吊戰場行。悲風落木寒山瘦。慘雨淒煙蔓草生。古寺門荒無可跡。殘鐘樓冷不堪情。千秋遺恨與誰語。猶有哀鴻相喚鳴。 鴻臺懷古

菊池三溪曰。懷古傑作。

孤墳寂寞鎖淒煙。惆望高人去不還。黃土泉寒愁水逝。北邙山冷墨雲連。文章一代驚神鬼。論議平生壓古賢。今日吊來幽跡遠。悽然掩淚誦遺篇。 吊景山翁

落托京畿已幾年。故園回首意悽然。垂楊影瘦楚江水。哀雁聲寒南浦天。廿歲光陰爲幻夢。一身事業屬雲煙。嗟吾未遂當初志。輸與友生先著鞭。 寄懷鄉友

井上巽軒曰。兩聯俱佳。而前聯最妙。

鵬翼二千三萬里。雄飛直向海西航。錦帆影閃鄂羅月。火舶烟迷米利津。鴻業應期華盛頓。偉功誰是歷山王。戎夷跋扈天人怒。好擴皇威揚國光。 送左府宮

關根癡堂曰。雄健悲壯。有切齒扼腕之慨。

曾去家山趁市塵。夏螢冬雪幾酸辛。飄飄身作帝鄉客。杳杳夢歸南海濱。萬里愁心憐子病。十年苦學歎吾貧。聯吟早晚相携手。問柳尋花錦浦春。 寄懷家弟

不要功名不厭貧。笑看擾擾世間塵。吐來豪氣叱龍蛇。寫出丹心泣鬼神。白樂未逢千里馬。周公不禮四方人。知君胸宇吞天宇。何繫小舟官海身。 寄橫山某

菊池三溪曰。下語截鍊。

既拋富貴不憂貧。多事何嘆混洛塵。酌酒聽歌加志氣。吟花瞬月慰精神。侯門自古稀賢士。陋屋于今有美人。馬骨千金世誰問。皇天明月照斯身。 全上

菊池三溪曰。後聯名言不磨。

凄風吹起故園情。蕉葉聲交梧葉聲。多病身兼秋共瘦。守貧心與水同清。楚江堤畔殘楊冷。南浦天邊哀雁鳴。旅館蕭蕭少人到。窓前唯對日光明。秋夜獨坐

井上巽軒曰。多病守貧。似爲余輩發此言。

○代悲白頭翁歌

洛陽城東詩擬

大竹美鳥

都のよしき桃櫻

花の色香の日にそへて

うつろゐて行く乙女子が

ちりゆく花とうちあがめ

露の命のいかさを

かこつもいと哀れあり

二

暮れゆく春よ花ちりて

木々の梢の緑りしぬ

あがめ見わかぬ我が心

又來ん春を思ひやるよ

花の今年に變らめど

身の行末をしのばるゝ

三

常盤の松も袖人が

斧よふるれば忽ちよ

賤ぶ伏屋の薪かり

桑の畠も年ふりて

青海原よかりきてふ

事さへ人のいふぞかし

四

過よし春の曙よ。花見し人ぞ今はさき。今もてのやす諸人の。行衛もしくぬ花の風。風を怨みて中々よ。身のふりゆくを思ひざり

五

春毎よさく桃櫻。色も同じく香も同ト。今年も去年よ變らねど。變るの人の姿あり。今年の去年よりふりよたり。又來ん春の如何あらん

六

如何よわくらの言告げん。我れも昔の汝が如き。花の顔月の眉。今の頭よ霜置きて。あはれ翁よかりよたり。あはれ汝も亦心せよ

七

幼かりし其日よ。木の下影ようちむれて。戯れ遊ぶ舞の袖。風よちり行く花の色。ひかりかやく高樓よ。天津乙女の歌ひして

八

楽しく暮らむ月と日の。流れを早き飛鳥川

昨日の淵を今日見れば
病の床よふし柴の

九

花の顔月の眉

緑の髪を今日見れば

頭の白く青柳の

十

過おし事を今更よ

千々々物こそ悲しけれ

ねぐらよ歸る村雀

瀬よ變りゆく我姿

戸不ろを叩く人ぞなご

うつろゐて行く世の習

越の國なる白山の

腰の梓の弓あれや

思ひ出れば中々よ

入相告ぐる鐘の聲

實に常なき世の習

寄書

○歴史の編纂法ヲ論ス

欲レ論ニ其末ハ先不レ可レ不レ知ニ其本トハ實ニ千古ノ確言ニ
テ今歴史ノ編纂法ヲ論スルニ方テ、先ヅ史學ノ目的ヲ論
辨スルコトノ無益ナラザルヲ信ズ、夫レ歴史トハ既往ノ事
蹟ヲ編輯シタル書ニシテ、史學ハ則チ之ヲ學ブノ學ナリ、
夫レ世上百般ノ學ハ皆先ヅ目的ヲ立テ、學ブベキ者ナ
リ、假令ハ物理學ノ如キハ先啓ノ經驗研究ニ由テ已ニ發
明サレタル現象ノ定法ヲ教ユル學ニシテ、之ヲ學ブノ目

的タルヤ、唯ニ業已ニ發明セラレタル現象ノ法則ヲ知ル
ニ止ラズ、新ニ未ダ發見サレザル法則ヲモ發明シ以テ愈
社會ニ便益ヲ與ヘ、益々開明ノ域ニ趨カシメントスルニア
リト、斯ノ如クニ各學科トモ皆目的アリ、史學豈唯事蹟ヲ
識ルノミニ止ランヤ、必ズヤ其目的アリ、乃チ左ニ史學ノ
目的ニ就テ二說アルコトヲ説カン、
第一說ニ曰ク史學ハ古チ照シ今ヲ鑑ルノ學ナリ、故ニ荷
モ人君攝政ノ位置ニアル者ハ、史ニ就テ治亂興廢ノ迹ヲ
鑒ミ、其得失ヲ推究シ、之ヲ取捨シ行政ノ龜鑑トスルヲ以
テ目的トスト、是レ東洋歴史家ノ說ナリ、抑、史學ハ往古ヨ
リ萬國之ヲ講シ、他ノ學科ニ先テ文學ノ一大部分ノ位置
ヲ占ムト雖モ、特更ニ我東洋諸國ニ於テハ、史學ヲ以テ文
學ノ上位ニ置キ、必ズ之ヲ教ユルコト往時ヨリ然リ、然レモ
東洋ノ歴史ハ、既ニ前ニ述ル如ク、帝王或ハ行政家ノ模範
トスルヲ以テ目的トセシガ如キ所アルヲ以テ、多クハ其
編纂法唯ニ王家帝室ノ盛衰廢起ヲ記シテ、毫モ人民ノ風
俗慣習及ヒ衣食住ノ有様沿革等ヲ詳記セズ、故ニ人民ガ
渾沌タル蠻野ノ世界ヨリ漸々社會ヲ組成シテ進歩シタル

景況ノ如キニ至ツテハ、更ニ觀ルヲ得ザルナリ、故ニ東洋ノ歴史ハ單ニ王家帝室ノ歴史ニシテ人民ノ歴史ニ非ザルナリ、即チ之ヲ再言スレバ、東洋ノ歴史ハ、君王ヲ主トシ、國民ヲ客トシテ事蹟ヲ録セリ、之ニ反シテ西洋ノ歴史ハ、人民ヲ本トシ、君主ヲ末ニシテ、事蹟ヲ記ス、實ニ之レ東洋歴史ノ一大缺點ト云ハザルベカラズ、然リ而シテ歴史ノ目的ヲ措テ君主行政家ノ摸範ナリト云フガ如キノ説ハ、取ルニ足ザルナリ、如何トナレバ、社會ハ一日モ同一ノ有様ヲ保タザルナリ、事々物々日ニ月ニ變革進歩スルヲ以テ、昨日ノ是トシテ許スモノモ、今日之ヲ非トス、今日ノ是トスルモノモ、明日非トナルモ知ベカラズ、既ニ其變遷ノ速カナルヲ斯ノ如クナレバ、十年モ經レバ、社會ノ秩序全ク一變スルヲ以テ、同一ノ規矩ヲ以テ施政スベカラザルナリ、況ンヤ數百年前ノ野蠻未開ノ民ヲ支配シタル規矩ニ法リ、進歩シタル蒼生ヲ支配セント欲ス、迂モ亦甚シカラズヤ、今例ヘバ古ノ聖主堯舜ノ政ニ倣ヒ英國ヲ支配セント欲セバ、先ヅ議院閉ザルベカラズ、民權殺ガザルベカラズ、斯ノ如ク改革セバ、英國ハ純然タル君主專治タラ

ザルヲ得ズ、此時ニ方テ假令ヒ君主タル者、仁徳ヲ以テ政ヲ施スト雖モ、今日英國ノ民タルモノ誰カ一日モ專制ノ君主ヲ戴クニ堪ヘンヤ、國亂須臾ノ間ニ起ツテ堯舜ノ治世一日モ保ツヲ得ザルヤ必セリ、此ニ由リテ第一説ノ非ナルヲ知ルベキナリ、余ハ前段ニ於テ史學目的ノ第一説ヲ擧ケテ之ヲ非トセリ、而シテ亦其目的ヲ以テ編纂セラレタル歴史ノ不完全ナルヲ論セリ、今其第二説ニ論及セントス、第二説ニ曰ク、凡ソ民無智渾沌タル草昧蠻野ノ有様ヨリ漸々進歩シテ文明開化ノ域ニ達スルヤ、必ズ一定ノ秩序アリ、故ニ歴史ヲ學ブノ要ハ社會ノ進歩ニ就テ存スルトコロノ一定ノ法則ヲ看出スルニアリ、然レモ國ノ開化ノ進歩ハ、地理風土戰爭發明等其他種々ノ外物ノ勢力ニ由テ、大ニ左右セラル、ナリ、若シ然ラサレバ、現今全地球上ノ民ハ、其人種ノ白哲ト黃色ト黑色トノ別ヲ論ゼズ、悉ク同等ノ開化ニ居ルベキナリ、其然ラズシテ一ハ文明開化ノ位置ヲ占メ一ハ未開、一ハ蠻野ノ位置ニ居リ、剩ヘ同人種ノ中國ヲ異ニスレハ、又其開化ニ數等ノ差別アルモノ

ハ何ツヤ、蓋シ居恒ニ觸ル、所ノ外物、或ハ經歷セシトコ
 ロノ事蹟ノ差異アルニ因ルベシ、今其一例ヲ舉ゲンニ、熱
 帶諸國ノ民ハ古ハ他國ニ先チテ文明ノ徵ヲ表ハセシト雖
 也、今ハ概テ未開野蠻ナリ、而シテ其進歩セザル所以ハ、人
 民ノ性質懶惰ニシテ、智識乏キニアリ、而シテ其懶惰智乏
 ノ近因ハ、土地肥饒ニシテ、天然ノ產物耕サ、レヒ、オノツ
 カラ繁茂シテ以テ食スルニ足リ、四季共ニ氣候暑熱コシ
 テ恒ニ裸體ナルガ故ニ衣服ノ需要ナク、隨テ織ルコトヲ知
 ラズ、斯ノ如ク總テ民艱苦セスシテ生計ヲ得ルニ由テ、性
 質發達シ、智識開發スルコト能ハザルニ基ケリ、之レ地理氣
 候等ノ外物が人民ノ進歩ニ關係ヲ有スルニ非ズヤ、
 又余ハ國ノ經歷セシ事蹟ノ相違ニ依テ、其開化ノ度ニ差
 異アリト謂ヘリ、之レ實ニ然リ、民ノ戰爭或ハ遠征等ニ關
 シ、智識ヲ增進シ、外交ヲ擴メタル、或ハ敵國外寇恒ニ覺
 隙ヲ窺フガ爲メニ、日常兵ヲ練リ、武器ヲ磨キ、其外患ヲ防
 禦スルコトニ汲々トシテ、焦心之ヲ免カル、コトヲ勉メ、却テ
 平靜無事ノ國ニ先テ強國ノ基礎ヲ開キタル、或ハ暴虐無
 道ノ君主出タルガ爲ニ民心ヲ奮興シ、却テ賢良英明ノ君

王輩出シタル國ニ先テ民權ヲ擴張シ、自由ヲ得タルガ如
 キ、其例舉ゲテ數フベカラザルナリ、是レ皆歷史上ノ事蹟
 異ナル故ニ其開化ニ差異ヲ生ズルニ非ズヤ、
 斯ノ如ク一國ノ進歩ト經歷シタル事蹟トハ、大ナル關係
 ヲ保ツカ故ニ、一國ノ進歩シタル景況ヲ看ント欲セバ、先
 ツ其國民ノ經歷シタル事蹟ヲ閱セザルベカラス、今爰ニ
 史學ノ目的ヲ略言スレバ、先ヅ確實ナル事蹟ヲ學ビ、而テ
 後其源由結果又ハ他物トノ關係ヲ搜索スルニアリ即チ戰
 爭治平或ハ種々ノ發明等ニ由テ一國ノ進歩上ニ生ズル影
 響ノ如キ或ハ地理風土及ビ人民ノ慣習風俗並ニ宗教道德
 政治等ノ各關係スルトコロヲ看出シ以テ社會智識政治等
 ノ進歩スル景況ヲ窺ヒ而テ其理由ヲ探究スルコト最モ必用
 ナリ、是レ當時史ヲ學ブノ主意ナリト、余ハ此說ヲ以テ眞
 理ト看做スガ故ニ、此目的ヲ以テ編纂セラレタル歴史ヲ
 以テ最良トス、然レモ歴史ノ編纂法ニモ數種アルヲ以テ、
 各種ヲ比較シテ、其優劣ヲ判セザルベカラス、今其編纂法
 ニ隨テ歴史ヲ大別スレバ、凡ソ左ノ二種ニ過ギズ、
 第一類、事實ノミヲ編輯シタルモノ、

第二類、論說ヲ加ヘタルモノ、或ハ純粹ニ論說ノモノ、

今又此二類ヲ小別スルヲ左ノ如シ、

第一類、主トシテ君主(帝王)ノ事蹟ヲ記タルモノ

乙種、君民ニ關セテ、國ノ事蹟ヲ記タルモノ、

丙種、文飾ヲ專ラニシタルモノ、

甲種、主トシテ君主(帝王)英雄ノ言行ヲ論シ、

少シク國ノ存亡盛衰ニ説ヲ加エタルモノ、

第二類

乙種、事蹟原因結果ヲ求メ、國ノ開明ニ趨キ社

會ノ進歩スル有様ヲ論シタルモノ、

第一類、甲種ハ既ニ前段ニ縷述セシ如ク、帝ニ王家帝室ノ

興廢沿革ヲ載セタル歴史ナレバ、君主ノ言行、施政法ノ變

革、英雄ノ現出、國ノ盛衰治亂ノ迹ノ如キハ、學ブニ足ルト

雖モ、全ク一方ニ於テ人民ノ歴史ヲ並ビ記スヲ缺キタ

レハ、治亂政變ヲ看ルト雖モ是等ガ如何ナル風動影響ヲ

國民ノ上ニ與ヘタルヤニ至ツテハ、更ニ窺フヲ克ハズ、故

ニ人智ノ發達シ、社會ノ進歩スル景況ハ看ルヲ得ザル

ナリ、已ニ斯ノ如クナレバ、此種ノ歴史ハ、第一說ノ史學目

的ニ對シテ論スレハ、完全無缺ナルベケレモ、余ハ既ニ第一說ヲ非トシタレバ、更ニ一步ヲ進メテ、第二說ノ史學目的ノ點ヨリ之ヲ觀レバ即チ其目的ヲ達スルニ適當セザレハ、之ヲ不完全ナルモノト言ハザルヲ得ズ、東洋各國普通ノ歴史ハ、大抵此種類ニ屬スルナリ、

第二類、甲種ハ單ニ第一類甲種ニ論說ヲ加ヘタルモノニシテ其事蹟ヲ深ク研究論辨シ、治亂興廢ニ就テ利害得失ノ存スルトコロヲ討窮シタル點ニ至テハ、第一類甲種ニ勝ルヲ過カナレモ、多クハ其論スルトコロ帝王或ハ英雄

豪傑輩ノ言行ニ優劣是非ノ評論ヲ下シ、或ハ戰爭等ノ事蹟ヲ論スルモ、其勝敗ノ理由ヲ討テタルノミニシテ、一般ニ國民社會ノ進歩ニ注目セザルノ點ニ至テハ、第一類甲種ト毫モ差異ナキナリ、故ニ余ハ謂フ、此種類ハ前ノ種類

ニ比セバ其優ルヲ數等ナレモ、未ダ完全ナリト言フヲ能ハザルナリ、我國賴山陽氏ノ日本外史ノ如キハ、此種屬ノ最モ普通ナル例ナリ、

第一類乙種ハ泰西普通ノ編纂法ニシテ、歐洲諸邦米國等ノ歴史ハ、多ク此種類ニ屬ス、是等ノ歴史タルヤ、固ヨリ事

蹟ヲ録シタルモノナレハ、善ク往古國民ノ來原言語ノ出處變遷ノ如キヲ記シ、次テ風俗慣習宗教政治等ノ沿革進歩ヲ示シ、常ニ君民ノ間ノ關係ヲ失セスシテ、事蹟ヲ記シタルモノナレハ、社會ノ進步種々ノ關繫等ヲ觀ルニ容易ク、原因結果ヲ搜索スルコトハ、讀者ニ讓ルト雖モ、一般ニ事蹟ヲ學ブニ臨ンテハ、此種屬ノ歴史ヲ以テ最良トス然レモ此種類ノ歴史ノ内亦數等ノ區別アツテ、前後ノ關係整ハズ、錯雜無極ノモノアレモ今爰ニ舉ケタルモノハ、其優等ノモノヲ取リダレハ、余ハ之ヲ事實ノミヲ教ユル目的ニ向テハ善良ノ編纂法トセリ、

是ニ反シテ、第二類乙種ハキヅ一氏或ハボツクル氏ノ文明史ノ如キモノニシテ、此等ハ歐洲ニ於テモ近代ノ著作ナリ、而シテ此類ハ純粹ニ論說ヲ以テ成立スルモノニシテ、事蹟ニ就テ一々其源因及ビ結果ヲ指示シ、政治宗教言語道德文學理學等及ビ百般ノ關係進歩ヲ論究シ、人智ノ次第ニ開發シ、社會ノ日ニ月ニ開明ニ趨ク所以ヲ論述セリ、故ニ此種類ノ歴史ハ高尙ニ過テ初學者ニ便ナラズ然レモ之レ史學ノ真理ヲ講窮シタルモノナレハ既ニ他ノ歴

史ニ賴テ事蹟ヲ識ルノ後、是ヲ學ハ、豁然トシテ始メテ心裏ニ歴史學ノ眞味ヲ解スルコト得ベキナリ、

第一類乙種ハ事實ヲ主トシテ推理スルコトヲ讀者ニ遺セリ、第二類乙種ハ論理ノミヲ主トシテ事實ヲ教フルコトニ疎ナリ、今此中間ニ居リテ事實ニ偏セス論說ニ倚セザル一種ノ編纂法アリ、即チ事實ヲ平易明瞭ニ記シテ其間々事蹟ノ社會ノ進歩ニ影響ヲ及ストコロヲ論シ、宗教政治其他ノ開進スル光景ハ一目瞭然事實ヲ記スニ隨テ史上ニ躍出スルカ如ク編輯スルニアリ、フリーメン氏歐史學要ノ如キ即チ是ナリ、此類ノ歴史ハ最モ拙劣ニ見ユレドモ初學者徒チシテ歴史ノ大意ヲ悟ラシムルニハ最良ノ編纂法ナリ、然レモ一步ヲ進メテ既ニ事蹟ヲ學ビタル後、歴史ノ眞理ヲ學ハント欲スル人ニ教ユル高尙ナル歴史ノ編纂法ハ第二類乙種ヲ以テ最良ノ例トス、

第一類丙種ハ、洋ノ東西ヲ論ゼス、盡ク有名ナル文章家ノ著作ニ係ルモノハ、此種類ノ中ニアリ、或人曰フ、此類ノ歴史ハ歴史ノ功用ヲ爲スガ上ニ文章卓絶シタルヲ以テ作文ノ模範トナリ、二重ノ作用ヲ做スガ故ニ最良ノ歴史ナリ、

ト、實ニ此等ノ歴史ガ、余ガ曩ニ云ヘル善長ナル歴史ノ目的ヲ充分ニ達シタル上ニ、加フルニ燦爛タル文章ヲ以テ之ヲ記サバ、其最良ナルヤ言ヲ俟ダスシテ明カナリ、然レモ若シ夫レ然ラスシテ、彼ノ不完全ナル歴史ナレバ譬ヘ韓退之柳子厚之ガ著者タリト雖モ余ハ十分善長ナル歴史ト是ヲ見做スコト能ハザルナリ如何トナレハ歴史ガ歴史ノ功用ヲ成スハ本分ノ職ナリ文章ノ軌範トナルハ他ノ目的ヲ達スルモノニシテ所謂内職ナリ誰カ本分ノ職ヲ捨テ、内職ヲ盛ニスルコト可トセンヤ誰カ本分ヲ抛テ末ヲ取ルコトヲ賞センヤ、二重ノ作用ヲ爲スヲ以テ必ス是ヲ善長ナリト言フコト得ンヤ、斯ク論シ來レハ、歴史ハ歴史ノ本分タル目的ヲ盡セバ、其文章ノ如キハ如何程拙劣ナルモ更ニ關セザルナリト言フカ如シ然レモ之レ決シテ然ラザルナリ、請フ其理由ヲ述ベン

其本質ノ善惡ヲ問ハス、外貌美ナラザレバ、之ヲ悦ハサルモ人性ノ常ナリ、故ニ餅屋ハ其賣ルトコロノ菓子ニ種々ノ彩色ヲ施シ人目ヲ悦バシメ、多ク之ヲ賣ランコトヲ欲シ、割烹舗主ハ器物ノ美麗ナルヲ撰ンテ、其割烹ノ拙劣ナル

ヲ瞞着セントス、是皆外貌ヲ修飾スルニアリ斯ノ如ク人皆外觀ヲ以テ其本質ヲ判定スルコト常ナレハ、其歴史ノ如キモ文章甚ダ拙劣ナレハ、第一ニ人其外觀ノ文章ヲ見テ其論スル所モ拙カラシコト臆測シ、第二ニ文章拙ナレハ興味鮮キヲ以テ、人之ヲ讀ムニ倦ムノミナラズ、之ヲ嫌フニ至ルナリ、此二原因ニ由テ如此キ歴史ハ遂ニ手コトモ觸ザルベシ、然ルモ其歴史ハ歴史ノ本分ヲ盡スコトモ能ハズ徒ニ無益ノ長物ニ屬スルナリ、故ニ余ハ今文末ニ臨ンテ曰フ、歴史ノ文章ハ極メテ名文ヲ要セスト雖モ人心ヲ誘導シテ該歴史ヲ讀マシムル丈ケノ興味ヲ有スル文章ヲ要スト

井上巽軒曰ク、世人纔ニ洋書ヲ讀メバ、忽チボツクル、ギヅ一諸氏ヲ浮慕シ、纔ニ漢籍ヲ讀メバ、司馬遷班固諸氏ヲ艶稱シ、皆其一偏ニ局スルヲ知ラズ、若シ唯文明史ノミヲ讀マバ事實ヲ忽諸スルノ弊ヲ免レズ、若シ又支那歴史ノ如ク事實ノミヲ主トセバ、世態ノ變遷スル理由ヲ知ルコト難キハ勿論ナリ、史記漢書以下大抵議論ヲ挿ムト雖モ之ヲ西哲ノ史論ニ比スレバ實ニ其取ルニ足ラザルヲ覺

ニ、此篇專ラ此意ニ本キテ議論ヲ發ス、立案太ダ佳ナリ、
世ノ歴史ヲ修ムル者、豈其レ此ニ注意セザルベケンヤ、

雜報

○叙任 東京大學總理加藤弘之君ハ客年十二月廿九日勳
三等ノ叙一旭日中綬章を賜ひ又廿七日ハ小島憲之箕作佳
吉村岡範爲馳の三君ハ大學教授ニ任せられたり

○人權新説 又加藤弘之君ハ此程著ハされたる人權新説
の駁撃餘リハ激しきを以て此度更ニ増補改正して出版せ
らるゝと云

○東京生物學會記事 昨明治十五年十二月十六日「第三
土曜」午后第二時より東京大學三學部ニ於て例會を開
名譽會員一名通常會員二十六名出席幹事前會の記事を朗
讀し畢つて松原新之助氏ハ日本産 *Amphioxus* (下等有脊
動物の一屬)の説を石川千代松氏ハ *Hydra* (淡水多脚動物
の一屬)の實驗説を演せられたり次ニ投票よて役員を改
選すること左の如し

- 會長 箕作佳吉 副會長 松原新之助
- 幹事 石川千代松 全 佐々木忠次郎

右畢つて第五時閉會

○大英商業史の校正 前號ハ田口卯吉君の反譯されたる
大英商業史の批評を掲載したるハ同君ハ速ニ其誤謬を
校正せらるゝ旨を經濟雜誌ニ於て明言せられたり流石ハ
田口君の舉動ト云いふべけれ

○イニヤンク氏の演説 東京大學教員イニヤンク氏ハ去廿
日明治會堂ニ於て嘗てモールス氏が東京大學よて井ビー
氏の説を駁しざるを再駁せられたるよし

○本邦ニ産する煙水晶ハ粗惡なるもの多く逆も玉細工等
ハ供し難しと之ヲ用ゆるもの少ク因て今之を利用せん
ハ其色を消し通常の無色水晶ト云ふ如き其法の實ニ
簡單にして數時間熱灰中ニ埋め置くと其色忽ち消色ス

○遠州石油産地方を巡廻せられたる人の談話ハ當今事業
も退々盛大ニ運ひ汲取及精製の裝置等も米國のもの擬
せんと已ニ會社中より一名ニヤンク地方の實況觀
察油業研窮のため派遣したる位なりと然れども産油の量
至て少レハ米國産の輸入を防ぐニ至るハ何日か期ハ難
ハ可し而して其地方の岩石ハ第三期の砂石及粘土なりと